
QA4 東京電力福島第一原子力発電所の安全性をどのように評価し、どのように規制していくのですか。

国は東京電力福島第一原子力発電所を、法律に基づき「特定原子力施設」に指定すると共に、東京電力（株）に「措置を講ずべき事項」を示し、それに基づく実施計画の提出を指示しました。

平成 24 年の規制

◆ 応急の措置

東京電力福島第一原子力発電所は、炉心損傷等の原子力事故が発生したことから、その危険な状態に対処するため、原子炉等規制法第 64 条第 1 項に基づき、東京電力が応急の措置として対応しています。

◆ 施設運営計画

当面（3 年程度）において、具体的な廃炉に向けた作業が開始されるまでに対処すべき事項として、国は「中期的安全確保の考え方」を東京電力（株）に示し、それに基づいて策定された「施設運営計画」の安全評価を通じて安全性の確認を行っています。

◆ 信頼性向上実施計画

設備が仮設であることにより、漏えい事象の発生等の脆弱性が原因となるトラブルが発生したことから、東京電力（株）に「信頼性向上対策実施計画」を策定させ、その評価を通じて安全確保を行っています。

特定原子力施設としての規制

◆ 「特定原子力施設」への指定

原子力災害が発生し、応急の措置を講じた施設に対して、施設の状況に応じた適切な方法による安全管理を行わせるため、平成 24 年 11 月 7 日に、東京電力福島第一原子力発電所を、新しく改正された原子炉等規制法第 64 条の 2 第 1 項に基づいて「特定原子力施設」に指定しました^{※1}。

◆ 措置を講ずべき事項

原子炉等規制法に基づき、平成 24 年 11 月 7 日に原子力規制委員会は東京電力（株）に対して「措置を講ずべき事項」を示し、12 月 7 日に東京電力（株）から、措置を講ずべき事項を踏まえた「実施計画」の提出がありました^{※2}

（主な内容）

- ・ 全体工程を明確にし、敷地外への広域的な環境影響も含めたリスク評価を行い、リスク低減・最適化による敷地内外の安全の確保

- ・ 対策やリスク評価の内容を、地元住民や地元自治体をはじめ広く一般に説明、広報・情報公開を行い、その理解促進に努めること
- ・ 1～4号機については廃炉に向けたプロセスの安全性の確保、溶融した燃料の取り出し・保管を含む廃止措置をできるだけ早期に完了すること
- ・ 5号機及び6号機については冷温停止を安定的に維持・継続すること 等

◆ 今後、原子力規制委員会は、外部有識者を含む「特定原子力施設監視・評価検討会」※3の検討結果を踏まえ、実施計画の内容を審査していきます。

※1：東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される原子炉施設を特定原子力施設に指定しました。

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law/earthquake/h24fy/1107tokutei_shitei.html

※2：東京電力株式会社特定原子力施設に関する保安又は特定核燃料物質の防護のための措置に係る実施計画を受領しましたので公表します

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law/earthquake/h24fy/1207tokutei_jyuryo.html

※3：原子力規制委員会「東京電力福島第一原子力発電所における中長期的な安全確保に関する取組の監視・評価の進め方」

<http://www.nsr.go.jp/data/000051199.pdf>

出典：復興庁「避難住民説明会等によく出る放射線リスクに関する質問・回答集」より作成

出典の公開日：平成24年12月25日

本資料への収録日：平成25年1月16日